

品企企収第43号

平成30年1月25日



品川区監査委員

島田 幸太郎 様

森井 じゅん 様

渡辺 裕一 様

大倉 たかひろ 様

品川区長

濱野 健

平成29年度前期一般監査の措置結果について（通知）

平成29年9月7日付品監発第21号にてご報告のありました「平成29年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり措置をいたしましたので通知します。

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 1 収入事務について (1) 特別養護老人ホーム地域交流室使用料について、平成28年9月分の調定を同月30日付で行った際、調定漏れ（7,200円）が一部あったため同年12月28日付で追加の調定が行われている。適切な事務処理に努められたい。 (福祉計画課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>特別養護老人ホーム地域交流室使用料の平成28年9月分調定漏れについては、払込みのあった納付書兼領収書の管理および定期的な帳簿点検を徹底していなかったことによるものです。 今後は、納付書兼領収書の管理および帳簿点検を徹底するとともに、規則等に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>1 収入事務について</p> <p>（2）武蔵小山創業支援センター使用料について、平成28年6月30日付で退去された入居者分の減額の調定（96,000円）を退去確認後速やかに行うべきところ、同年10月17日まで行われていない。適切な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（商業・ものづくり課）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>武蔵小山創業支援センター使用料に係る減額調定の遅延については、入居者の退去確認後の減額調定処理を失念していたことによるものです。</p> <p>今後は、同使用料に係る手続の確認の徹底と速やかな事務処理に努め、遅延がないように取り組んでまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>1 収入事務について</p> <p>(3) 生活保護費弁償金について、同弁償金を月 10,000 円ずつ口座引落しにより返納している者から、平成 28 年 9 月 15 日に一括で 200,000 円の返納があったため、残金は 1,865 円となったにもかかわらず、同年 10 月 11 日に口座引落しによって誤って 10,000 円を引き落とししたことから、過納分 8,135 円について同年 12 月 15 日に還付が行われている。適切な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>生活保護費弁償金の過納が生じたことについては、生活保護受給者からの返納方法に変更（一括返納）があった際、口座引き落とし担当の職員との情報共有および残額確認が徹底されていなかったことによるものです。</p> <p>今後は、職員間の情報共有および弁償金の残額確認を徹底し、引き落としに誤りのないよう、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>2 契約事務について</p> <p>(1) 平成11年1月18日付総務部長通知によれば「1件予定価格10万円以上の随意契約については、2者以上からの見積書を徴すること」とされているが、次の案件については特に合理的な理由が付されず1者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り、契約事務の適切な執行に努められたい。</p> <p>ア 平成28年5月6日付契約「(委託)平成28年度品川区青少年委員新任宿泊研修会に伴うバス借り上げ」 214,700円</p> <p>イ 平成28年10月14日付契約「網戸取付工事」 108,000円</p> <p>ウ 平成28年11月1日付契約「上大崎シルバーセンター女子脱衣場壁補修工事」 231,120円</p> <p>エ 平成29年2月13日付契約「ゆたかシルバーセンター水道メーターボックス取替工事」 204,840円</p> <p>オ 平成29年3月10日付契約「東品川シルバーセンター湿度調節器設置工事」 119,880円</p> <p>カ 平成29年3月15日付契約「大崎高齢者多世代交流支援施設隣地ネットフェンス改修工事」 213,840円</p> <p>キ 平成28年12月6日付契約「にじのひろば荏原2階修繕工事」 118,800円 (ア 子ども育成課、イ～カ 高齢者地域支援課、キ 障害者福祉課)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>(ア～キ：共通)</p> <p>見積書の徴収が1者のみしか行われていなかったことについては、平成11年1月18日付の総務部長通知の趣旨を認識していなかったことによるものです。今後、関係法令および同通知の周知を図り、契約事務の適切な執行に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 契約事務について （2）物品購買契約について、主管課契約をした時期にかかわらず、納入期限を平成29年3月31日としている事例が少なからず見受けられる。契約の締結にあたっては、必要な時期と納品までに要する期間を考慮したうえで納入期限を設定されたい。 （木密整備推進課）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>物品購買契約の納入期限を3月31日としていたことについては、納入期限に関する理解が十分でなかったことによるものです。 今後は、物品が必要な時期および納品までに要する期間を考慮し、契約することを徹底するとともに、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について 平成28年4月1日付契約「廃棄物運搬請負契約」について、同年5月分の請求書に金額の誤り（同一事業者が同契約とは別に締結している「廃棄物運搬請負契約（品川区資源化センター残さ臨時回収）」の同年5月分の請求額が含まれていた）があったにもかかわらず支出を行ったことにより過払が生じたため、歳出の戻入がなされている。適切な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（品川区清掃事務所）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>「廃棄物運搬請負契約」の請求書に金額の誤りがあったにもかかわらず、支出を行い、過払が生じたことについては、請求内容の確認が不十分だったことによるものです。</p> <p>今後、支出事務については、他の契約分が含まれていないかなど、請求内容について複数の職員で十分な確認を行い、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 4 事業の執行方法について （1）品川区公印規則第3条の規定によれば「公印の新調および改刻は、総務部長が行う」とされているが、平成29年3月17日付契約「ゴム印他」14,038円において、各種ゴム印とともに公印（品川区割印）が主管課契約により発注されている。同規則に則り、適切な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（保健予防課）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>公印（品川区割印）が主管課契約により発注されていたことについては、品川区公印規則に基づく事務処理の理解が十分でなかったことによるものです。</p> <p>今般の指摘を踏まえ、同規則の規定に基づき、改刻申請書を提出するなど、所定の手続きを行いました。</p> <p>今後は、公印の取り扱いについて、同規則の規定を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査の結果 4 事業の執行方法について (2) 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定について、同協定によれば、区は協定の相手方から毎年9月とその翌年3月に応急用精米の保有状況の報告を受けるとされているが、平成28年9月分の保有状況の報告を求めている。同協定に則り、適切な事務執行に努められたい。 (防災課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>平成28年9月分の報告を受けていなかったことについては、災害時における応急用精米の優先供給に関する協定に基づく応急用精米の保有状況の報告時期を3月のみと誤認し、9月分の報告を求めていることによるものです。 今般の指摘を踏まえ、同年9月分の報告を協定の相手方より受けたところですが、今後は、同協定に基づき、毎年9月と3月に保有状況の報告を確実に求めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>5 現金の管理について</p> <p>前渡金について、品川区会計事務規則第85条第1項第1号の規定によれば前渡金の精算は「その用件終了後5日以内」に行うとされているが、平成28年9月30日付で購入した「品川区制70周年記念「しながわ百景」オリジナルフレーム切手」450,000円の精算が同年11月4日まで行われていない。同規則に則り、適切な事務執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（広報広聴課）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>前渡金の精算処理の遅延については、品川区会計事務規則に基づく精算処理を失念していたことによるものです。</p> <p>今後は、同規則の周知徹底を図り、適切な事務執行に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>6 指定消耗品の管理について</p> <p>消耗品受払簿の記帳等について、次のとおり不適切な事例がある。品川区物品管理規則第25条の規定に則り、指定消耗品の適切な管理に努められたい。</p> <p>ア 平成28年度郵券受払簿に翌年度繰越の記帳がされていない。</p> <p>イ 平成29年度郵券受払簿について、82円切手の繰越枚数を123枚と記帳すべきところ131枚と誤記帳されている。</p> <p>ウ 30円切手および記念品用絵はがき（50円）の受払簿が作成されていない。</p> <p>（ア 総務課、税務課、子ども家庭支援課、住宅課、環境課、品川区清掃事務所 イ 人権啓発課、ウ 地域活動課）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>ア 郵券受払簿の翌年度繰越の記帳漏れについては、年度末に翌年度繰越の記載を失念していたことによるものです。</p> <p>今後は、年度末・年度当初の帳簿点検を徹底するとともに、規則等に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>イ 郵券受払簿の誤記帳については、年度末・年度当初の現品および帳簿点検が徹底されていなかったことによるものです。</p> <p>今後は、現品および帳簿点検を徹底するとともに、規則等に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>ウ 郵券受払簿の未作成については、30円切手および記念用絵はがき（50円）の初めての購入にあたり、これらの同受払簿の作成を失念していたことによるものです。</p> <p>今後は、現品および帳簿の点検・照合を徹底するとともに、規則等に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。</p>



品教庶収第198号
平成30年1月25日

品川区監査委員

島田 幸太郎 様
森井 じゅん 様
渡辺 裕一 様
大倉 たかひろ 様

品川区教育委員会
教育長 中島 豊

平成29年度前期一般監査の措置結果について（通知）

平成29年9月7日付品監発第21号にて報告のありました「平成29年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり措置をいたしましたので通知いたします。

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 《教育委員会事務局》 1 契約事務について 平成28年11月10日付契約「（印刷）卒業証書・修了証書」665,040円について、卒業証書および修了証書への印刷のため事業者に渡した各学校印の印影に一部誤りがあったことにより、平成29年2月9日付契約「修了証書・卒業証書（追加分）」48,000円により差替えのための追加分の印刷が行われている。履行前に十分確認を行うなど、適切な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（学務課）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>卒業証書および修了証書の印刷については、校正作業の過程で学校印の印影に一部誤りがあったことに気付くことができず、納品後に発覚したため、正しい印影での差替えのため追加で発注したものです。今後は、学校現場と学務課にて二重チェックを行い、納品前の確認作業の徹底に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 支出事務について 平成28年4月1日付契約「テープ反訳委託（単価）」により年間で単価委託契約が締結されているにもかかわらず、次のとおり反訳委託が主管課契約により別途締結され、支出が行われている。適切な事務執行に努められたい。 ア 平成28年9月1日付契約「反訳（第1回いじめ根絶協議会）」16,200円 イ 平成28年10月3日付契約「反訳（第1回いじめ対策協議会）」32,400円 ウ 平成29年1月10日付契約「反訳（第2回いじめ根絶協議会）」16,200円 （教育総合支援センター）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>年間で単価委託契約が締結されているにもかかわらず、主管課契約により別途契約締結し支出が行われていたことについては、支出事務の処理方法を把握していなかったことによるものです。今後、事務分担の変更や人事異動の際、引継ぎや確認を十分に行うとともに、規則等に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 指定消耗品の管理について 平成29年度郵券受払簿について、10円切手の現在高と現品数が1枚相違している。品川区物品管理規則第25条の規定に則り、指定消耗品の管理を徹底されたい。 (庶務課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>郵券受払簿と現品数の相違については、当初10円切手を使用することで受払簿を処理しましたが、その後郵送物の内容が変更となり、1枚使用せずに済み、現品を戻したにもかかわらず、受払簿の訂正を失念してしまったことによるものです。 今後、受払簿と現品の照合は、現品の使用の都度、および毎月の締めの際に確認することを徹底してまいります。</p>